



～緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について～

広域応援室

1 はじめに

近年、「平成28年熊本地震」「平成30年7月豪雨」「令和2年7月豪雨」といった大規模、激甚化する災害に対し、緊急消防援助隊が出動し、多岐にわたる活動をしてきた。

緊急消防援助隊は消防組織法第45条に基づいて設置されている部隊であり、「緊急消防援助隊の編制及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日策定）（以下「基本計画」という。）、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日策定）（以下「要請要綱」という。）、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日策定）（以下「運用要綱」という。）に基づき部隊の運用を行っている。これらについては、災害の対応や全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等における教訓を踏まえ、迅速な出動や効果的な活動が行われるよう見直しを行ってきた。

今般、「栃木県足利市林野火災」「静岡県熱海市土石流災害」等、近年の大規模な災害に出動した事案における対応を踏まえ、緊急消防援助隊の迅速な出動及び指揮等に関し、「要請要綱」及び「運用要綱」を改正したので、その趣旨と内容を報告する。

2 改正までの背景

近年の災害対応等を振り返ってみると、以下の課題があげられる。

1 指揮支援部隊、統合機動部隊の活用と出動に関する課題

緊急消防援助隊がより効果的に活動するためには、生死を分けるタイムリミットと言われる発災後72時間以内に人命救助を行うことが大切である。しかし、「静岡県熱海市土石流災害」では、発災から被災市、被災県による「出動要請」まで、「出動要請」から消防庁による「出動の求め」まで時間を要した。また「出動の求め」から応援県による「出動」までの時間が、統括指揮支援隊が3時間30分、指揮支援隊が2時間20分、都道府県大隊が4時間を経過しており、実態として多くの時間を費やしていた。更に発災後、情報収集のため速やかに出動すべき統合機動部隊を活用することができなかった。

こうしたことから、緊急消防援助隊が出動する際、先遣すべき指揮支援部隊や統合機動部隊を活用し迅速な出動を行わせるためのオペレーションを徹底することの必要性が浮き彫りとなった。

2 指揮等に関する課題や必要性

(1) 活動方針について

緊急消防援助隊の災害現場における活動内容や活動スケジュールなどの活動方針を明確にして被災地消防本部や自衛隊、警察等の関係機関と調整を行うことが、緊急消防援助隊の迅速・的確な活動には必要であるが、要綱に明確化されていなかった。

(2) 指揮支援隊が出動しない場合の指揮系統について

緊急消防援助隊の部隊運用は、基本的には統括指揮支援隊→指揮支援隊→都道府県大隊といった指揮系統で行われている。

しかし、「栃木県足利市林野火災」で、統括指揮支援隊と航空小隊のみが出動するといった希な事案があった。その際、航空小隊、自衛隊の航空部隊、都道府県内消防応援隊との連携や一体的な活動に難しさがあった。

そのため、指揮支援隊が出動していない場合の部隊運用の指揮系統、役割を明確にすることが課題となった。



(3) 動画や静止画による情報収集、指揮での活用について

近年、情報通信に関する技術革新がめざましく、被害状況や活動状況等について、動画や静止画で情報収集を行うことが技術的に容易であり、迅速かつ的確な状況の把握に有効であるため、消防庁、指揮支援本部等による動画や静止画の積極的な情報収集、情報共有及び指揮を行う上でのドローンの利便性、有効性を明確にする必要があった。

このような課題、必要性を踏まえ、令和3年度において、要請要綱及び運用要綱を見直し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）」（令和4年6月24日付け消防広第211号）を発出した。



3 改正内容等について

1 緊急消防援助隊の迅速な出動関係

災害発生時の緊急消防援助隊の迅速な出動のため、消防庁は風水害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

緊急消防援助隊の出動に際しては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに先遣することとしており、その運用を徹底するため、以下(1)～(3)のとおり、要綱を改正することとした。

(1) 指揮支援部隊の迅速な出動(運用要綱第15条)

指揮支援部隊について、迅速な出動が必要であることから、統合機動部隊と同様に、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速な出動することを明確にした。

なお、天候状況等により、指揮支援部隊の輸送ルート上の判断や輸送航空小隊の調整など特に考慮すべき事情がある場合を除き、おおむね1時間以内に迅速な出動されたい。

(2) 統合機動部隊の迅速な出動(要請要綱別記様式2-1、2-2、2-3、3-1、6-3、6-6)

統合機動部隊については、運用要綱第16条に基づき「長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動」することとされており、その徹底を図るため、別記様式において、統合機動部隊を緊急消防援助隊の出動の求め又は指示の対象となる部隊として明確にした。

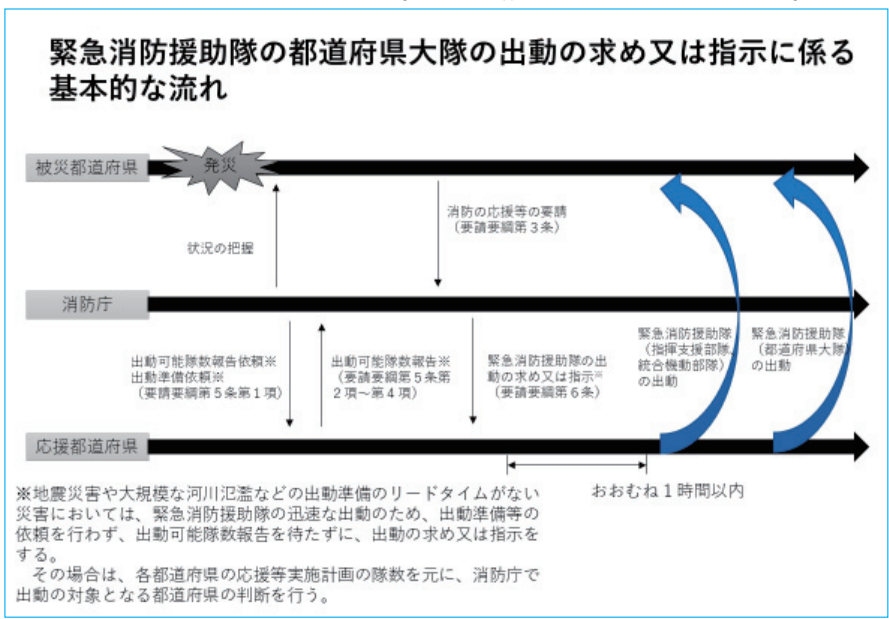
また、今後、消防庁長官より発災直後に緊急消防援助隊の都道府県大隊の出動の求め又は指示を行う際は、原則として、統合機動部隊の出動を求める運用を行う予定である。

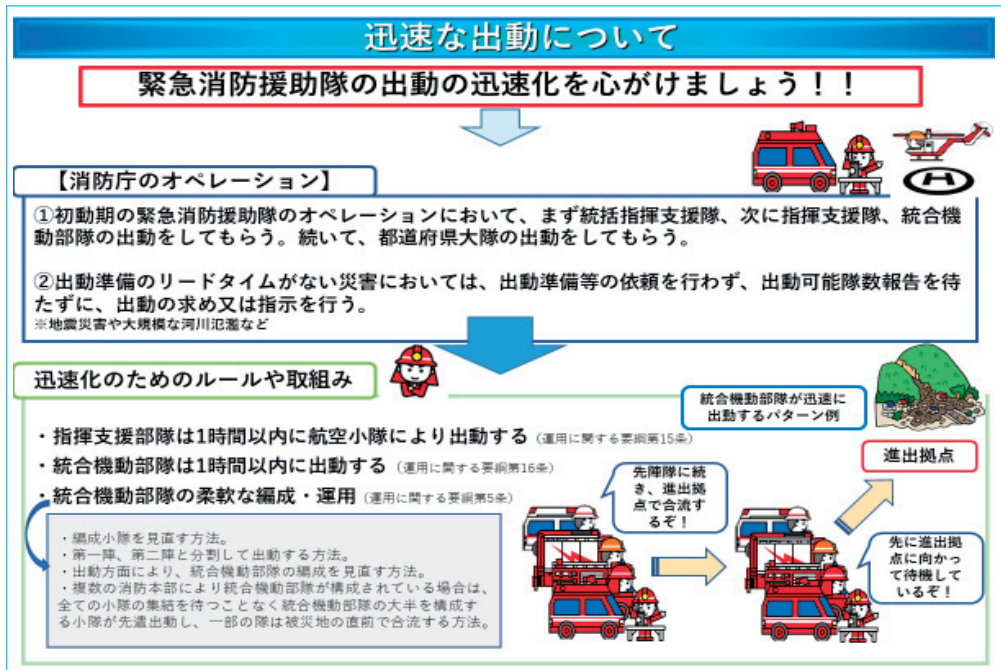
(3) 統合機動部隊の柔軟な編成・運用(運用要綱第5条)

統合機動部隊については、災害種別に応じた柔軟な対応により、迅速な出動や情報収集等が求められていることから、運用要綱では基本的な編成を定めることにとどめ、都道府県が出動の目的に応じて、柔軟に編成、運用できることとした。統合機動部隊の編成に関しては、災害種別に応じた対応をする必要があり、迅速な出動や情報収集等が求められていることから、運用要綱では基本的な編成を定め、都道府県が出動の目的に応じて、以下の事項を参考に柔軟に編成、運用されたい。

○通常、都道府県大隊は統合機動部隊よりも数時間から半日程度遅く到着すると考えられ、それまでの間の活動を想定することが適当であることから、具体的には、各都道府県により以下の方法を取ることを想定している。

- ・第一陣、第二陣と分割して出動する方法。
- ・出動方面により、統合機動部隊の編成を見直す方法。
- ・複数の消防本部により統合機動部隊が構成されている場合は、全ての小隊の集結を待つことなく、統合機動部隊の大半を構成する小隊が先遣出動し、一部の隊は被災地の直前で合流する方法。
- ・編成小隊数を見直す方法。





統合機動部隊を分割して出動する場合でも、全隊として統合機動部隊指揮隊の指揮を受けるように、事前に計画することが必要である。

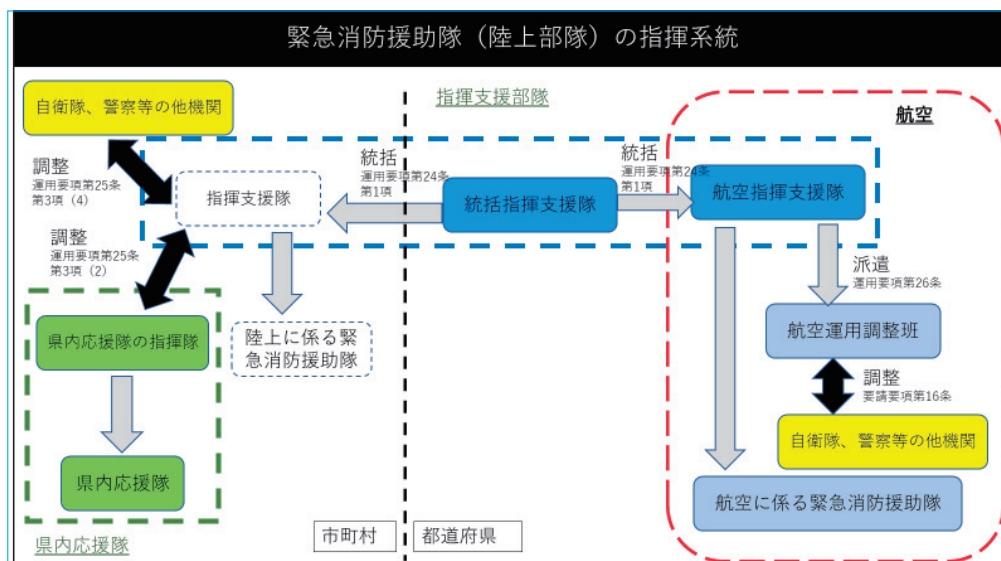
○災害種別によっては、救助小隊（津波・大規模風水害対策車）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車）を統合機動部隊に加える等柔軟な編成が考えられる。

○統合機動部隊の編成については、従前どおり、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成しても差し支えない。

2 緊急消防援助隊の指揮関係

(1) 緊急消防援助隊の活動方針の検討、調整についての明確化（運用要綱第11条、第25条）

緊急消防援助隊が迅速・的確に活動するためには、緊急消防援助隊の災害現場における活動内容や活動スケジュールなどの活動方針を明確にして被災地消防本部や自衛隊、警察等の関係機関と調整を行うことが必要であることを踏まえ、指揮本部において緊急消防援助隊の活動方針を決定するとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部において関係機関と調整を行うことを明確にした。





(2) 指揮支援隊が出動しない場合の指揮支援部隊長の役割の明確化（運用要綱第24条、第25条）

栃木県足利市林野火災のように、緊急消防援助隊の指揮支援隊や都道府県大隊の出動はなくとも、緊急消防援助隊や自衛隊の航空部隊、都道府県内消防応援隊等が出動し、それらの連携、活動調整が必要な場合がある。そのような場合、指揮支援部隊長が任務に支障の無い範囲内で指揮支援隊長及び指揮支援本部長の役割も担い、都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の航空部隊、自衛隊等の関係機関との連携、活動調整を一元的に行うことを、運用要綱において明確にした。

なお、緊急消防援助隊の都道府県大隊の出動が必要となった場合は、あわせて指揮支援隊を出動させることとする。

(3) 動画や静止画による情報収集、指揮での活用の明確化（運用要綱第30条）

近年、情報通信に関する技術革新がめざましく、被害状況や活動状況等について、動画や静止画で情報収集を行うことが技術的に容易であり、迅速かつ的確な状況の把握に有効であるため、消防庁、指揮支援本部等による動画や静止画の積極的な情報収集及び情報共有を運用要綱において明確にした。

また、ドローン等により収集した動画や静止画の情報は、緊急消防援助隊の指揮を行う上で有効であるため、指揮本部等の指揮での活用を運用要綱において明確にした。

3 その他

(1) 第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊の変更（要請要綱別表C、D）

群馬県消防防災ヘリコプターの運航再開、及び愛知県が防災航空隊を廃止し、名古屋市に消防防災ヘリコプターの運航を委託したことに伴い、別表C（第一次出動航空小隊）及び別表D（出動準備航空小隊）についての所要の変更を行った。

3 おわりに

○緊急消防援助隊は効果的な活動を行うため、できる限り早く被災地で活動することが望まれており、都道府県、消防本部においては、迅速な出動のため下記の体制を整えていただきたい。

- ・被災地になった際に的確に情報収集を行い、躊躇なく迅速に応援要請を行えるよう、判断の基準や手法を整理し、手順を確保すること
 - ・指揮支援部隊の迅速な出動をすること
 - ・統合機動部隊の編成・運用の見直しをすること
 - ・統合機動部隊の先遣出動の徹底をすること
 - ・都道府県大隊の出動体制の見直しをすること
- (具体例)

- ・統合機動部隊を第一陣（指揮隊等）と第二陣（後方支援小隊等）に分けて出動する。
- ・統合機動部隊を一つの消防本部で編成する。
- ・応援等実施計画で実際の災害に即した都道府県大隊の

編成をしておく。

○指揮支援本部において緊急消防援助隊の活動方針を明確にするとともに、関係機関との積極的な調整を行う必要がある。その際には消防庁国民保護・防災部参事官発出の「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」（令和4年6月3日付け消防参第128号）を活用していただきたい。

○ドローンやデジタルカメラによる動画や静止画は災害状況を的確に把握する際に有効であるため、動画は即時性を生かしてライブ映像を送信するなど、その特徴を生かし、緊急消防援助隊の指揮やオペレーションに活用できるように、指揮本部や消防庁に積極的に情報共有していただきたい。

本通知後、改正内容、上記内容をご理解いただき、これからの緊急消防援助隊の運用に御尽力いただきたい。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
鳥枝理事官・松園補佐・三輪係長・下山事務官
藤林事務官
TEL: 03-5253-7569（直通）